

通話録音機能ご利用に関する重要事項説明

KDDI 株式会社（以下「KDDI」といいます。）が、「光ダイレクト電話サービス契約約款」（特段の合意書等があるときはそれらを含みます。以下「契約約款」といいます。）に基づき提供する「通話録音機能」は、契約約款のほか、この「通話録音機能ご利用に関する重要事項説明」（以下「本重要事項」といいます。）に従って、提供されます。なお、KDDI は、KDDI の都合によりお客様の承諾またはお客様に対する周知もしくは通知を経ることなく本重要事項を変更できるものとし、この場合は変更後の本重要事項が適用されます。

1. 通話録音機能の内容

(1) 通話録音機能の概要

- ・本機能は、KDDI のネットワークにて、ご契約の au 契約者回線及び光ダイレクト接続回線（以下「契約回線」といいます。）から特定のダイヤル手順に従って発信された通話及び契約回線に着信する全ての通話を録音し、その録音データをお客様が指定する設備（サーバ等）（以下「お客様設備」といいます。）に送信するサービスです。
- ・通話内容の録音データは、音声ファイル（WAVEファイル）として作成し、お客様設備に送信します。・音声ファイルは、お客様設備への送信後、KDDI のネットワーク上から削除されます。
 - ※一度お客様設備への送信が完了した音声ファイルは、理由の如何によらずお客様設備へ再度送信することはできません。
- ・「モノラル録音」または「ステレオ録音」が選択いただけます。

(2) 着信応答後のガイダンス

- ・録音対象となる通話をされる場合、着信応答の直後、発信者・着信者の双方に本機能に基づいた録音を行うことをお知らせするガイダンス（以下「通話録音ガイダンス」といいます。）が流れます。
 - ※「184」を付加するなど、発信者番号の非通知設定によりダイヤルした場合でも通話録音ガイダンスは流れます。
- ・着信側が応答し、通話録音ガイダンスが流れ始めた時から通話料金が発生します。
- ・通話録音ガイダンス終了後に通話を行うことができます。
- ・通話録音ガイダンスが流れないようにすることはできません。
- ・通話録音ガイダンスは、着信応答の直後、通話開始前に流れるため、ガイダンス中は通話相手から提供される音声案内等の音声（自動応答システム等によって再生されるガイダンス等）を聞くことができません。

(3) 録音対象

- ・本機能では、契約者回線から特定のダイヤル手順に従って発信された通話及び契約回線に着信する全ての通話を録音します。
 - ※au 契約者回線への着信通話は、au オフィスナンバーサービス（オフィスケータイパックを含みます。以下同じとします。）として割り当てられた番号宛の通話が録音対象となります。070、080、090 で始まる番号宛の着信通話は録音対象とはなりません。
 - ※本機能の提供範囲は日本国内とさせていただきます。au 契約者回線において、海外での国際ローミングサービスを利用して発信した通話は

録音対象とはなりません。

- ・通話録音ガイダンス終了後に録音を開始します。
- ・通話を終了すると録音を終了し、音声ファイルを作成します。
 - ※設備障害等により、録音対象通話が異常終了となったときは、音声ファイルを作成できない場合があります。
- ・KDDI は、天災等の非常事態が発生し、または発生するおそれがある場合において、災害の予防、救援、及び公共の利益のため緊急を要する事項等の内容とする通信を優先的に取り扱うため、該当の通話について音声ファイルの作成を中止する措置を執ることがあります。

(4) ご利用いただける発信先/ご利用いただけない発信先

- ・本機能のダイヤル手順でご利用いただける発信先電話番号は、市外局番を含めた「0」から始まる 固定電話の番号と、携帯電話やPHSの番号、010から始まる国際電話番号、「0120」・「0800」・「0570」から始まる着信課金等の番号です。
 - ※050番号を利用している契約回線からは、「0120」・「0800」・「0570」から始まる着信課金等の番号にはつながりません。
- ・本機能のダイヤル手順でご利用いただけない発信先電話番号には以下の番号があります。以下の番号へ発信する際は、録音を行わない通常のダイヤル手順で発信してください。
 - ・緊急通報（110/119/118）
 - ・3桁番号サービス（104、115、116、117等）
 - ・#ダイヤル
 - ・内線番号
 - ・市外局番を省略したダイヤル等、「0」以外から始まる番号

(5) ネットワーク接続環境

- ・お客様設備と KDDI のネットワークを接続するための回線（以下「接続回線」といいます。）は、お客様にてご用意いただきます。
- ・接続回線は、本機能専用の KDDI が指定する回線とします。
- ・接続回線でお使いいただく IP アドレス等のネットワーク設定は、KDDI から指定させていただきます。
- ・ご用意いただいた接続回線を通じて、音声ファイルの送信を行います。
- ・ファイル送信に関する詳細は、KDDI が別に定める「通話録音機能ファイル送信仕様」にてご確認願います。

2. 申込み前にご確認いただくこと

- ・本機能のご利用にあたっては、通話録音の対象となる契約回線のご利用者（実際に通話を行われる方）に、通話が録音され、お客様設備に保存されることを事前にご説明していただき、そのご承諾を得ていただく必要があります。
- ・本機能のご利用にあたっては、通話録音の対象となる契約回線を利用して行う通話の対話者に、通話が録音され、お客様設備に保存されることを事前にご説明していただき、そのご承諾を得ていただく必要があります。
 - ※本機能を利用した通話は、着信応答の直後、発信者・着信者の双方に通話録音ガイダンスを送出しますが、全ての場合において発信者・着信者の双方に通話録音ガイダンスが聞こえることを保証するのではなく、通話録音ガイダンスの送出機能をもってお客様が説明責任を免

れるものではありません。（着信課金等の番号への通話や、通話相手が自動応答システム等によって再生されるガイダンス等を送出しているときは、通話録音の対象となる契約回線を利用して行う通話の対話者に通話録音ガイダンスが聞こえない場合があります。）

- ・KDDI から音声ファイルを取得する方法は、お客様設備で受信していただく以外にありません。

※ご依頼等に基づいて音声ファイルを CD・DVD 等に記録してお渡しすることはできません。

- ・音声ファイルの送信先は、日本国内に設置されたお客様設備に限らせていただきます。
- ・KDDI は、本機能を利用して録音された内容または録音した結果によるお客様の業務への影響について、何らの保証等を行うものではなく、一切の責任を負いません。
- ・KDDI は、音声ファイルを受信していただくお客様設備の故障、接続回線の故障または KDDI のネットワーク設備等の故障によって本機能を提供できなかった場合の結果によるお客様の業務への影響について、何らの保証等を行うものではなく、契約約款に明示的に定める場合を除き、一切の責任を負いません。

※お客様設備の故障等により送信できなかった音声ファイルは、お客様設備復旧後、可能な範囲で再送します。ただし、KDDI は、お客様設備故障中の音声ファイルについて、全ての音声ファイルの再送を保証するものではなく、再送した結果または再送が行えなかった結果によるお客様の業務への影響について、一切の責任を負いません。

- ・契約約款に定めるほか、次のお客様は、本機能をお申込みいただくことができません。

KDDI と au オフィスナンバーサービスまたは一般光ダイレクト電話サービス（以下「基本サービス」といいます。）をご契約いただいております、同サービスの再販を行っているお客様

- ・本機能を利用して録音された内容のご利用にあたって、著作権者の許諾等権利処理が必要な場合は、お客様の費用と責任において行っていただく必要があります。
- ・本機能のご利用にあたり、本機能の利用者（実際に通話を行われる方）またはその通話相手先その他の第三者との間における問合せ、苦情、紛争等（以下「紛争等」といいます。）については、お客様の費用と責任において処理、解決いただくものとし、紛争等により KDDI が損害を被ったときは、その損害を賠償していただきます。

3. 申込み、開通に関する事項

- ・本機能は、契約約款に基づき、基本サービスの付加機能として提供します。本機能の申込者は、基本サービスの申込者と同一者に限ります。
- ・本機能の利用開始に伴い宅内通信機器の設定作業が発生する場合には、お客様ご自身で作業手配を行っていただく必要があります。設定変更に係る費用についてはお客様負担となります。
- ・本機能のお申込みを受付した場合でも、設備の都合によりご利用いただけないことがあります。本機能ご利用開始時期は、当初ご案内した開通予定時期から変更となる場合があります。

4. ご利用料金（表記は全て税抜です）

「モノラル録音」「ステレオ録音」は同料金です。

(1) au オフィスナンバーをご利用の場合

初期設定料：3,000 円

月額利用料：500 円/ご契約事業所 + 500 円/番号

通話料：au オフィスナンバーの通話料が適用されます。

※通話録音機能のお申込みはご契約事業所単位となります。通話録音機能の月額利用料は「ご契約事業所の月末時点の番号数」×「500 円」となります。（通話録音機能のみ解約された場合も同様となります。）

※月額料金の日割りは行いません。ご利用開始日が月初 1 日の場合はご利用開始月分から、月途中（2 日以降）からの場合は翌月分からのご請求となります。解約月は 1 ヶ月分のご請求となります。ただし、ご利用開始と同月に解約された場合は 1 ヶ月分をご請求いたします。

(2) 一般光ダイレクト電話サービスをご利用の場合

初期設定料：3,000 円

月額利用料：900 円/ご契約コード + 900 円/ch

通話料：光ダイレクト電話サービスの通話料が適用されます。

※通話録音機能のお申込みはご契約コード単位となります。通話録音機能の月額利用料は「ご契約コードの月末時点の ch 数」×「900 円」となります。（通話録音機能のみ解約された場合も同様となります。）

※月額料金はご契約期間に応じて日割り計算を行います。

5. 請求について

- ・本機能の月額利用料を毎月ご請求させていただきます。
- ・本機能の請求は、基本サービスの請求に合算して発行いたします。
- ・税抜き額の合計額に税率乗算し、端数切捨てのうえご請求いたします。

6. ご利用にあたってご用意いただくもの

- ・お客様と KDDI のネットワークを接続するための接続回線
- ・音声ファイルを受信するためのお客様設備
- ・音声ファイルを再生するためのソリューション（受信していただいた音声ファイルを再生し、使用するためのソフトウェア等）

7. 個人情報のお取り扱い

- ・本機能のお申込みに際して取得する個人情報につきましては、①本機能の提供、②料金請求業務、③KDDI 既存サービス、新サービスのご案内、④アンケート調査の実施、⑤利用促進等を目的としたキャンペーンの実施、⑥サービスの開発・評価・改善、⑦その他約款等に定める目的に利用します。

8. その他

- ・料金やサービスは予告なく変更する場合があります。
- ・一定時間以上の通話を行われる場合、録音データに係る音声ファイルが分割して作成されます。
 - ※一定時間ごとに 1 個の音声ファイルに保存されます。
- ・何らかの理由により本機能が停止した場合、録音中の内容またはお客様設備への送信を完了していない音声ファイルが消去される場合があります。（消去された録音データの復元はできません。）

■お問い合わせ先

○本機能・料金、新規・変更・解約に関してのお問い合わせ先

KDDI 法人お客さまセンター

TEL : 0120-921-919 (無料)

受付時間 : 平日 9:00~18:00 (土・日・祝日・年末年始を除く)

○故障に関してのお問い合わせ先

KDDI サービスコントロールセンター

TEL : 0120-944-677 (無料)

受付時間 : 24 時間 365 日

※通話録音機能のお問い合わせにつきましては、お客様社内のシステムご担当者様よりご連絡をお願いします。また、お問い合わせの際には、「ご利用サービス名」、「ご契約法人様名義」、「ご契約番号 (d 番号)」、「接続回線ご契約番号 (E 番号)」のご申告をお願いします。

* 本書の記載事項すべてについて、著作権の承諾を得ず、複写、複製、転載することは固く禁じられています。

* 本書に記載の内容は、2019 年 9 月現在の情報です。